

# 労働・助成金情報 特急便

第 44 号 (2015 年 6 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

今月は7月に行う『算定基礎届』について再度確認していきたいと思います。どうぞご参考にされてください。

## ✚ 定時決定と算定基礎届

### ～全員の標準報酬を決めなおすときです～

健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に4月～6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」に記入し、7月1日～10日に管轄の年金事務所へ提出します。この届出内容に基づき毎年1回標準報酬月額が決めなおされます。これを定時決定といいます。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用され、保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

### ➤ 届出の対象者

・定時決定（算定基礎届）の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は「資格取得時決定」で翌年8月までの標準報酬月額が決まっており、今年の算定基礎届では対象外です。

\* 4月からの報酬の大幅な変動により7月に随時改定の対象となる人については、算定基礎届提出の対象外で、「月額変更届」を提出します。また、70歳以上の該当者がいる場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出が必要です。

\* 4月、5月入社の人については、算定基礎届は4月、5月、6月の報酬を届け出るものですが、現在勤めている事業所での報酬だけを対象とします。たとえば、5月に入社し4月の報酬支払いがない人は、5月、6月の2ヶ月の報酬を届け出ます。

\* 同時に二以上の事業所に勤務する方の標準報酬月額は、各事業所から受ける報酬を合算して決定されます。また、各事業所における保険料は、各事業所から受ける報酬の割合により按分して計算されます。二以上の事業所に勤務する方の算定基礎届は、選択事業所を管轄する年金事務所に提出いただくことになります。

### ➤ 報酬月額の計算方法

#### ◆ 4月～6月のうち対象月の報酬の平均月額を算出

・報酬月額は、4月・5月・6月の3ヵ月間に支払われた報酬について、基本的には次のように計算します。

①支払基礎日数が17日未満の月は計算の対象から除く。

②月々支給されるもので、現物は都道府県ごとの価額等により通貨に換算し、各月の報酬月額を計算する。尚、4月～6月に年3回以下の賞与があれば計算から除く。

③対象月（支払基礎日数が17日以上）の報酬総額を対象月数で割る。

◆給料計算の対象となる日数が支払基礎日数

- ・支払基礎日数とは、その報酬の支払い対象となった日数をいいます。時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数（有給休暇も含みます）が支払基礎日数となります。月給制や週休制の場合は、給料計算の基礎日数が暦日で、日曜日なども含むのがふつうですので、出勤日数に関係なく暦日数によります。（ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則、給与規定等にもとづき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数となります）
- ・算定基礎届は4月、5月、6月に支払われた給与を報酬月額として届出しますが、給与計算の締切日と支払日の関係によって支払基礎日数が異なります。

（例）月給制の場合

給与末日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	4月1日～30日	30
5月	5月1日～31日	31
6月	6月1日～30日	30

給与25日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月26日～4月25日	31
5月	4月26日～5月25日	30
6月	5月26日～6月25日	31

給与末日締 翌日10日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月1日～31日	31
5月	4月1日～30日	30
6月	5月1日～31日	31

◆17日未満の月は対象から除外

- ・支払基礎日数が17日未満の月は、報酬が通常の月とかけはなれる場合があることから、計算の対象から除きます。たとえば、5月の支払基礎日数が17日未満だった場合は、対象になる4月と6月の2ヶ月で計算することになります。

◆短時間就労者は支払基礎日数により異なる算定方法

- ・短時間就労者（パートタイマー）に係る定時決定時の標準報酬月額の算定については、支払基礎日数によって下記表の（1）～（3）のいずれかにより行われます。

4、5、6月の3ヵ月のうち支払基礎日数が	標準報酬月額の決定方法
(1)17日以上のある月がある場合	17日以上ある月の報酬月額の平均により算定された額により標準報酬月額を決定する。
(2)いずれも17日未満の場合	その3ヵ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬月額の平均により算定された額により標準報酬月額を決定する。
(3)いずれの月についても15日未満の場合	従前の標準報酬月額をもって当該年度の標準報酬月額とする

◆3ヵ月とも17日未満や無給などの場合には従前の標準報酬月額で

- ・4月、5月、6月の3ヵ月ともに支払基礎日数が17日未満の場合や、3ヵ月とも無給または低額の休職給などの場合は、従前の標準報酬月額を引き続き用いる（従前の報酬月額で決定する）ことになっています。この場合でも、算定基礎届で報酬月額の内訳の提出は必要です。